

# 日向市議会基本条例の概要と逐条解説

## 1 制定の意義

我が国の地方自治制度は、憲法及び地方自治法に基づき、市の意思を決定する議会（議事機関）とその決定に応じて事務事業を進める市長（執行機関）とが独立・対等の立場で市政を担う「二元代表制」を採用しています。この二元代表制において、議会は、直接選挙で市民の負託を受けた議員により構成される重要な合議体であることを常に自覚し、与えられた機能・役割を最大限に発揮して市民福祉の向上と市政の発展に努めなければなりません。また、地方分権の進展に伴い、議会に対しては以前にも増して自主・自立性が求められ、議論の活性化や政策の立案や提言、広報広聴機能の拡充など「議会改革」の必要性も強く叫ばれているところです。

こうした中、これまでに築き上げた実績を踏まえて、組織の基本理念や方針、機能強化策などとともに議員個々の活動原則等を条例として定め、より一層積極的な議会活動の展開を目指すことは、議事機関としての責務を果たすうえで大変重要な意義があります。

この条例は、二元代表制の一翼を担う議会の活動原則等を明確にし、不断の議会改革と市政発展に邁進することを市民に約束する「市議会の実質的な最高規範」として定めるものです。

## 2 条例の体系表

条例の体系は、以下のとおりです。現行の各種規定は、条例と関連付けて運用します



### 3 逐条解説

#### 日向市議会基本条例

##### 目次

##### 前文

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則等（第5条～第12条）
- 第3章 議会と市民との関係（第13条～第15条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）
- 第5章 議会の機能強化等（第20条～第27条）
- 第6章 補則（第28条）

##### 附則

私たち日向市議会は、市民に誓います。

同じく市民によって選ばれた市長と対等な関係であるという責任と自覚の下、市民の声を大切にすることを基本とし、市民に開かれた議会を構築します。

そして、市民に分かりやすく透明性の高い議会、常に市民の視点で考え行動する議会、市民から信頼され期待される議会を目指します。

私たちは、これらの誓いを胸に、福祉の向上を図るため、刻々と変化する社会情勢に応じて不断の改革を推し進めながら、全力で市民の負託に応えることを約束し、ここに、日向市議会の最高規範として「日向市議会基本条例」を制定します。

前文では、条例の制定に当たり決意を示しています。市議会は、市民による直接選挙で選ばれた議員で構成する重要な機関であり、市長と対等な関係である責任と自覚の下、市民の声を聞く、議論する、反映する、報告するなどさまざまな活動に取り組み、市民から信頼され期待される議会を目指し、全力で市民の負託に応えることを誓い、最高規範であるこの条例を定めるものです。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、日向市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

ここでは、まず、条例の制定目的を定めています。この条例は、議会の基本理念、基本方針、議員の活動原則等のほか議会運営上の基本的な事項を定めることで議会機能を強化し、市民の期待や信頼にしっかり応える活動を通じて市民福祉の向上と市政発展に寄与することを目的とする旨を示しています。

##### （実質的最高規範性）

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

この条例の制定目的や内容が議会活動の根幹になることから、ここでは、議会に関係する他の条例や規則・規程・要綱・要領などの関連規定を解釈したり、新たに制定したり、改正した

り、廃止したりする場合は、この条例の内容をしっかりと尊重し、整合性をきちんと図らなければならないことを義務付けています。こうすることで、この条例が議会における最高規範であるという位置付けを明確にします。

**(基本理念)**

**第3条** 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

市民自治とは、市民、市の執行機関及び議会が、それぞれの役割に応じて連携・協働し、豊かな地域社会の実現を目指すものです。ここでは、議会としての基本的な姿勢と目指すべき方向性を基本理念として掲げています。

**(基本方針)**

**第4条** 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、議事機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民参加を推進し、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策立案及び政策提言を行うこと。

ここでは、前条に定めた基本理念を実現するために、議会運営の基本となる3つの方針を掲げています。

- (1) 議会が二元代表制における議事機関という重要な責務を担っていることをしっかりと自覚し、その機能を最大限に発揮します。
- (2) 議会活動を通じて得た市政に関する情報は積極的に公開するとともに、多様な施策の展開で議会への市民参加を進め、市民にとって分かりやすく親しまれる議会運営を行います。
- (3) 合議制の機関として最も重視すべき議員間の討議を一層活性化させ、市政の課題を解決するための政策の立案や提言を積極的に行います。

**第2章 議会及び議員の活動原則等**

**(議会の活動原則)**

**第5条** 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

ここでは、前条までの基本理念や基本方針に則り、議会が市民を代表する合議体としての役割を十分に果たすため、3つの活動原則を掲げています。

- (1) 議会活動に対して市民から疑念や疑惑を抱かれることのないよう、公正性や透明性を確保します。
- (2) 議会活動を積極的に市民に知らせるとともに、組織として説明責務を果たします。
- (3) 社会の潮流や市民の意識を多角的に捉え、どうしたら市民の負託に的確に応える議会となるかを常に追求し、過去の実績を検証しながら柔軟な発想と行動力で議会改革に取り組みます。

**(災害時の議会対応)**

**第6条** 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等については、別に定める。

- 1 ここでは、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、議会が災害時においても機能停止することなく有効な活動を維持できる体制の構築が改めて重要視されていることから、必要な対応を義務付けています。
- 2 災害時において、議会が議事機関としての機能を維持しながら円滑な災害対策活動を実施するためには、的確な情報収集と秩序ある組織的な行動が要求され、平常時における備えが重要となります。市議会では、平成 27 年 2 月に「日向市議会災害時対応要領」及び「会議中における災害時行動マニュアル」において行動指針、役割、執行機関との連携などの行動基準等を定め、不測の事態に備えています。

#### (議員の活動原則)

第 7 条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。
- (4) 一部の団体又は地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

ここでは、公職である議員としての職責を果たすため、4つの活動原則を掲げています。

- (1) 議員は、日常の議員活動を通じて、市政全般に関する多様な市民の思いや考えを把握するよう努めます。
- (2) 議員は、市政の課題や政策に関して様々な手法を駆使して幅広く情報収集し、調査研究に努めます。
- (3) 議員は、議事機関の一員としての的確な議論・判断ができるよう、議員としての資質の向上のため、絶えず自己研さんに努めます。
- (4) 議員は、特定の団体や一部地域の代表としてではなく他の議員とともに全市民の代表として負託を受けていることを自覚し、公平・公正な観点で市民全体の福祉の向上を目指して活動します。

#### (議員の政治倫理)

第 8 条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

2 議員は、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

- 1 ここでは、議員は市民の代表であり、市の意思決定機関である議会の構成員として誠実かつ公正に職務を遂行することが求められることから、高い倫理観と品位ある政治姿勢の保持に努めることを義務付けています。
- 2 前項を踏まえ、議員は、市民の負託により与えられた市政に携わる権能や職責の重大さを深く認識し、いやしくも不正や疑惑を招く行為で信用を失墜することのないよう、議員個人としても組織的にも政治倫理の向上と確立に努めます。

#### (議員定数)

第 9 条 議員定数は、議会の権能及び機能が低下することのないよう、市政の現状、課題、将来展望等を十分に勘案し、定められなければならない。

議員定数は、地方自治法第91条第1項により条例で定めることになっており、具体的な定数は「日向市議会議員定数条例」に規定されています。ここでは、議員定数は、二元代表制の一翼を担う議会の権能や機能が低下することのないよう、市政の現状や課題、将来展望などを勘

案し、市民の代表機関として十分に活動ができる適正な人数を定められなければならないという考え方を示しています。

#### 【参考】

##### ○ 地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

##### ○ 日向市議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、日向市議会の議員の定数を22人とする。

#### （議員報酬）

**第10条 議員報酬は、二代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定められなければならない。**

議員報酬は、地方自治法第203条第4項によりその額と支給方法を条例で定めることになっており、具体的な金額等は「日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定されています。ここでは、議員報酬は、二代表制の一翼を担う議会の重要性や社会経済情勢を勘案し、実際の議員活動を反映した適正な対価として定められなければならないという考え方を示しています。

#### 【参考】

##### ○ 地方自治法

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

##### ○ 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第2条 議会の議員の議員報酬は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 議長 月額 433,000円

(2) 副議長 月額 379,000円

(3) 議員 月額 358,000円

#### （会派）

**第11条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。**

**2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。**

1 ここでは、議会活動を円滑に実施するため、政策や政治姿勢などを同じくする議員同士が「会派」を結成することができる旨を定めています。市議会では、2名以上の所属議員をもって組織する団体を会派としています。

2 会派は、所属する議員個々の活動を支援するとともに、団体としての利点を生かして政策

立案や政策提言に向けた調査研究に取り組み、必要に応じて他の会派と適切な調整を行うことで議会運営の円滑化に努めます。

**(政務活動費)**

**第12条 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用して調査研究その他の活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。**

- 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に管理し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。**
- 3 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。**

- 1 政務活動費は、地方自治法第100条第14項により議員の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部として、条例の定めにより会派又は議員に交付されるものです。ここでは、会派又は議員は、政務活動費の交付目的を十分に理解し、政務活動費を有効に活用することで、調査研究をはじめ資料収集、研修の受講、広報活動など議会活動の充実や強化に努めなければならないことを義務付けています。
- 2 会派や議員は、政務活動費が公金であることを絶えず意識して厳正なる管理のもと透明性を確保し、適正な執行に努めなければならないことから、その使途については常に市民に対して説明責任を負うことを義務付けます。
- 3 政務活動費の額や使途、返還手続きなど具体的な取り扱いは「日向市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「日向市議会政務活動費の交付に関する規程」に定められ、収支報告書や領収書は特別な手続きを経ず誰でも閲覧できるようにしています。

**【参考】**

- 地方自治法第100条
  - 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
  - 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
  - 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- 日向市議会政務活動費の交付に関する条例
  - 第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日における当該会派の所属議員の数に月額12,500円を乗じて得た額を交付する。
  - 第5条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、月額12,500円を交付する。
  - 第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、別に定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書を添えて、交付を受けた年度の翌年度の4月末日までに議長に提出しなければならない。
  - 第13条 議長は、前条の収支報告書及び領収書を閲覧に供するものとする。この場合において、何人も閲覧を妨げられないものとする。

**第3章 議会と市民との関係**

**(市民参加の機会の充実)**

**第13条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、意見公募の実施等様々な手法により、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。**

議会活動に市民の意思を反映させることは、議会として最も重要視すべき姿勢です。ここでは、請願の審査や政策の立案時など様々な場面で参考人の招致や意見公募（パブリックコ

メント)などの有効な手法を活用し、より慎重な審査や政策の客観性を検証するなど、市民が議会活動に参加できる機会の確保・充実を図ることを定めています。

#### (広報広聴機能の充実)

**第14条** 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

市民に開かれた議会の実現には、議会における広報広聴機能の充実が求められます。ここでは、議会は、自分たちの活動を積極的に発信し、市民の多様な意見を収集するために様々な方策の展開に努め、市民の意見を議会活動に反映させることを定めています。

現在、市議会では、広報紙「議会だより～陽だまり～」の発行をはじめ、ホームページでの情報公開、市内各地に議員が出向いて活動報告や意見交換を行う「議会報告会」、おおむね5人以上のグループの申込によりテーマを決めて市民と議員が意見交換を行う「市民懇談会」の開催、市立図書館など市内10カ所に「議会意見箱」を設置するなど、積極的な広報広聴活動を展開しています。また、平成30年5月に供用開始予定の新庁舎においては、本会議のインターネット中継もスタートする予定です。

#### (会議の公開)

**第15条** 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会（以下「本会議等」という。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、本会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

- 1 市民に開かれた議会の実現には、議会の中心的活動である「会議」の公開も重要な事項です。議会の本会議は、地方自治法第115条により原則公開となりますが、ここでは、より議会の透明性を高めた活発な議論を展開するため、本会議の下部機関である委員会も原則公開することを定めています。なお、会議の傍聴に関する具体的な事項は、「日向市議会傍聴規則」、「日向市議会会議規則」、「日向市議会委員会条例」に定められています。
- 2 議会には、本会議や委員会のほか、全員協議会や委員会協議会など協議・調整等を行う会議もあり、これらについても公開するよう努めます。

#### 【参考】

##### ○ 地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

第130条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

#### 第4章 議会と市長等との関係

##### (市長等との関係)

**第16条** 議会は、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

- 1 ここでは、議会は、この二元代表制の趣旨を十分理解して市長と対等で緊張ある関係を保持し、市長等が効率的で適正な事務を行っているかどうかを適正に監視・評価するとともに、議会自らも政策の立案や市長等への提言を通じて市政の発展に取り組むことを定めています。
- 2 前項を踏まえて円滑な議会活動を進めるためには、市政に関する正しい情報が必要不可欠です。議会は、与えられた権限を適正に遂行するために、議案の審議や政策立案時などにおいて市長等に有効な資料や情報の提供を求め、活動内容の充実を図ります。

**(反問)**

**第17条 議長又は委員長は、本会議等において市長等から反問の申出があったときは、これを許可することができる。**

本会議や委員会における一般質問や議案の審議・審査は、議員からの質問・質疑に対して市長等が答弁することによって会議が運営されますが、質問等の内容や論点が不明確だと議論がかみ合わず、傍聴者にとってもわかりにくいものになってしまいます。ここでは、議論の明確化と会議の効率性を高めるため、議長又は委員長は、答弁者から反問（※）の申し出があった場合は許可できる旨を定めています。

具体的な反問の方法は、「日向市議会反問実施要領」に定められています。

※反問… 本会議等における議員の質疑又は質問に対し、内容や趣旨の確認、論点及び争点を明確にするため答弁者が議員に質問すること。

**(文書質問)**

**第18条 議員は、議会の閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。**

市長等に対する議員の質問・質疑は、議会の開会中に行われることが原則ですが、ここでは、議員は、閉会中に必要が生じた場合、市長等に対して文書で質問し、回答を求めることができる旨を定めています。

具体的な文書質問の方法は、「日向市議会文書質問実施要綱」に定められています。

**(議決事件の追加)**

**第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。**

- (1) 日向市総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止（軽微なものを除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これに類するもので、次に掲げるものの策定、変更又は廃止
  - ア 日向市行財政改革大綱
  - イ 日向市環境基本計画
  - ウ 日向市地域福祉計画
  - エ 日向市農林水産業振興計画
  - オ アからエに掲げるもののほか、議長が議会運営委員会の議決を経て必要と認めるもの
- (3) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める通告
- (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
- (5) 各種都市宣言の制定、変更又は廃止
- (6) 予算を伴う国、他の地方公共団体、関係機関その他団体との提携又は協定の締結のうち、議長が議会運営委員会の議決を経て必要と認めるもの

議会に与えられた重要な権限の一つに「議決権」があります。地方自治法第96条第1項には、条例の制定や予算、決算、税の賦課徴収など市政運営上の重要な事項や市民に権利義務を課すものなど15項目が議決事件として指定されています。また、これらに加え、同条第2項で市の自主性に基づいて議決事項を条例で定めることができることになっています。ここでは、本市独自の取組みとして、市政運営の根幹となる総合計画や各種重要計画の策定、姉妹都市や友好都市の提携や解消など(1)から(6)の事項を議決事件に加え、これらの実施は市民の代表で構成する議会の議決が必要となることを定めています。

## 第5章 議会の機能強化等

### (議会改革)

第20条 議会は、様々な社会情勢の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

これまで市議会では、議論を深めるための一問一答方式(※)の導入や反問の実施、各議員の賛否状況や討論内容の議会だより掲載、議案書など議会資料のホームページ公開、議会報告会や市民懇談会などの広報広聴活動、政務活動費の収支報告書と領収書の公開など、時代に即した議会改革を積極的に進めてきました。ここでは、今後ともこの姿勢を貫き、様々な社会情勢の変化による新たな市政の課題に適切かつ迅速に対応するよう、継続的に議会改革に取り組む決意を示しています。

※一問一答方式…質疑し、これに答弁し、次いで質疑し、答弁するという形を繰り返し、質問者と答弁者の間で問答を続けること。

### (議員研修)

第21条 議会は、議員の政策立案能力、政策提言能力等の向上のため、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

市職員には地方公務員法で研修の機会が保障されていますが、議員には同様の規定がありません。ここでは、議会は、構成員である議員の人材育成を組織的課題として捉え、政策立案能力や政策提言能力をはじめとする議員資質の向上のために各種研修を積極的に実施することを義務付けています。

### (議員間の討議による合意形成)

第22条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員間の議論を尽くすよう努めるものとする。

- 1 ここでは、議会は、話し合いで結論を導く「言論の場」であることを十分に認識し、お互いの意見を尊重しつつ自由な討議を重視して運営しなければならないことを義務付けています。
- 2 前項を踏まえ、議会は、本会議や委員会において、議案等の審議・審査に当たり結論を出す場合は、議員間の議論を尽くして、論点及び争点を明らかにしながら合意形成に努めるものとしす。

### (専門的知見の活用)

第23条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

地方自治を取り巻く環境は複雑多様化し、市政における課題解決も高い専門性が求められることも少なくありません。ここでは、議会における議案等の審議の充実や政策形成機能の強化、政策を客観的に評価する場合などにおいて、その分野に詳しい学識経験者や研究機関などの意見を聴くなど必要に応じた専門的知見を活用して議会活動の充実を図ることを定めています。

**（附属機関等の設置）**

**第24条** 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。

**2** 議会は、市政の課題に関し政策提言、条例制定等の必要があると認めるときは、議員で構成する討論会を置くことができる。

- 1 附属機関については、地方自治法第138条の4第3項で執行機関には置くことができる旨が定められていますが、合議制の議事機関である議会には同様の規定はありません。一方、議会が調査等のために外部の有識者などの意見を聴くための制度としては、地方自治法第115条の2に定める公聴会や参考人制度がありますが、これらは議会が一方的に意見を聴くものであり、対等な立場で相互に議論するものではありません。ここでは、議会が、必要に応じて有識者等で構成する審査会や調査会等の附属機関を置くことを可能とし、そこでの議論を議会活動に活かすことができる旨を定めています。現在、市議会では、「日向市議会情報公開条例」において、公文書開示決定等の不服申立に関する諮問機関として「日向市議会情報公開審査会」を設置しています。
- 2 議会側から政策提言や条例の制定を行おうとする際には、十分な調査研究と協議・調整を経て議員間の共通認識と合意形成を図る必要があります。地方自治法第100条12項では、議会は会議規則の定めにより議会内に協議・調整の場を設けることができると定められています。ここでは、特定の政策課題について議員間で議論し、政策の立案・提案・提言等を推進するために討論会を設けることができる旨を定めています。現在、市議会では「日向市議会会議規則」に基づき「日向市議会政策討論会規程」を定め、議員や会派、委員会などの発案に応じて議員間で議論ができる体制を整えています。

**【参考】**

○ 地方自治法

第100条12項 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

**（議会事務局の強化等）**

**第25条** 議会は、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定により条例で設置できる議会の補助機関です。地方分権の進展に伴い、議会には以前にも増して自主・自立性が求められ、議論の活性化や議会改革の必要性が強く叫ばれています。ここでは、議会は、議会事務局が単なる事務処理のみでなく、議会の政策立案機能や政策提言機能を高める法制や情報収集・発信などにおいて議会活動を十分にサポートできるよう事務局の機能強化や組織体制の充実に努めることを定めています。

議会事務局の設置に関し必要な事項は、「日向市議会事務局設置条例」及び「日向市議会事務局処務規程」に定めています。

#### 【参考】

- 地方自治法第138条
  - 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
  - 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
  - 6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
  - 7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

#### （議会図書室の充実）

**第26条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。**

議会図書室は、地方自治法第100条第19項により各議会に設置の義務があり、ここでは、議会図書室を議員の調査研究や政策立案などをサポートする情報収集の場として、また、議会情報の発信の場として活用・充実させていくことを定めています。

議会図書室の管理運営に関し必要な事項は、「日向市議会図書室規程」に定めています。

#### 【参考】

- 地方自治法第100条
  - 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
  - 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

#### （予算の確保）

**第27条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。**

ここでは、議会は、会議の開催や調査研究、広報広聴活動など、議会が二元代表制の趣旨に沿った議事機関として十分に責務を果たすため、円滑な議会運営の実現に向けた必要な予算の確保に努めることを定めています。

### 第6章 補則

#### （検討）

**第28条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。**

ここでは、議会は、最高規範であるこの条例の重要性に鑑み、常に市民の意見や社会情勢の変化等を的確にとらえ、必要に応じた条文の修正や追加など適切な措置を講ずる旨を定めています。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(定住自立圏の形成に関し議会の議決事項を定める条例等の廃止)
- 2 定住自立圏の形成に関し議会の議決事項を定める条例（平成21年日向市条例第2号）及び日向市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年日向市条例第18号）は、廃止する。
- 3 日向市議会委員会条例（昭和34年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第18条第1項を次のように改める。  
委員会の会議は、これを公開する。

- 1 この条例の効力は、平成29年4月1日から始まる旨を定めています。
- 2 平成21年に制定した「定住自立圏の形成に関し議会の議決事項を定める条例」と平成27年に制定した「日向市議会の議決すべき事件に関する条例」の内容は、この条例の第19条に移行したことから、既存の条例を廃止することを定めています。
- 3 現行の日向市議会委員会条例第18条第1項では「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」と傍聴の制限が定められていましたが、本条例第15条第1項で委員会も原則公開すると定めることから、対応する委員会条例も必要な措置を図ります。